

令和7年度  
一般競争入札による公有財産売却

応募要項

●売却物件

公用車 軽トラック(特装車・保冷車)

●問い合わせ先

本宮市 財務部 財政課 契約管財係

電話：0243-24-5306

## 1 売却物件

売却物件は、次のとおり。

車種名	ハイゼットトラック特装車シリーズ
特装内容	カラー鋼板簡易保冷
自動車登録番号	福島 480 ち 7346
登録年月日/初年度登録年月	令和 2 年 3 月 18 日/令和 2 年 3 月
自動車の種別・用途	軽貨物
自家用・事業用の別	自家用
車体の形状	バン
車名/車台番号	ダイハツ/S510P-0316189
型式/原動機の型式	EBD-S510P/KF
乗車定員	2 人
車両重量/車両総重量	1,010 kg/1,470 kg(最大積載量:350 kg)
車体の大きさ	全長: 3,395 mm/全幅: 1,475 mm/全高: 1,975 mm
保冷庫の大きさ	庫内長: 1,850 mm/庫内幅: 1,345 mm/庫内高: 1,210 mm
排気量/燃料	658 cc/無鉛レギュラーガソリン
燃料タンク容量	34 L
駆動方式	パートタイム 4WD
ミッション/ハンドル	4AT/右ハンドル
車検証有効期限	令和 8 年 3 月 17 日
走行距離	6,730 km(敷地内等の移動により若干増加する場合がある) ※令和 8 年 1 月 9 日現在
車両の状況	・ 使用による汚れ、擦り傷は散見されるが通常に支障はない ・ 車体への文字入れがある
リサイクル料金預託	5,870 円
保管場所	本宮市役所(本宮市本宮字万世 212 番地)

## 2 売却予定価格

737,000 円 (入札書比較価格: 670,000 円)

## 3 売却条件

本売却物件には以下の条件が含まれる。

- (1) 物件は現状のまま保管場所から引き渡しをする。
- (2) 売却代金は、入札書に記載された金額に消費税相当額及びリサイクル預託金相当額(5,870 円)が加算された金額とする。(リサイクル料金は預託済み)
- (3) 車両の引き取り及び登録又は、解体処分・輸送等に係る費用については、全て落札者の負担とする。
- (4) 売却物件の概要における車両の状況は、市での車両確認日現在のものであり、引き取り時の状況を保証するものではない。その他の車両の不具合等については、売却物件の公開にて確認すること。

- (5)落札者は、契約締結から売却物件の引き渡しまでにおいて、売却物件が本宮市の責に帰すことができない事由により滅失またはき損した場合には、本宮市に対して売買代金の減額や損害賠償を請求することができない。
- (6)引き渡し後の不備や故障、隠れた瑕疵を発見しても、これを理由として契約締結の拒否、契約の解除、売買代金の減額、損害賠償の請求はできない。
- (7)車両引き渡し後の所有権移転や、登録抹消等に係る手続きは、落札者が行うものとする。また、それらに係る一切の費用は落札者が負担とする。
- (8)本車両の外装に施されている自治体名、紋章、その他の表示については、落札者の責任と費用負担により、全て抹消すること。なお、抹消に当たっては、跡形が判別できないよう適切に処理すること。
- (9)落札者は、前項(7)及び(8)に係る手続きが完了したことを証する書類を引き渡し後14日以内に本宮市に提出しなければならない。

#### 4 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たしている者を入札参加資格者とする。

- (1)日本国内に住所を有する個人及び事務所又は事業所の法人登記を有する法人。
- (2)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3)国または地方公共団体及び本宮市より、本社または営業所等が入札参加資格の指名停止を受けていないこと。
- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5)自己または自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条の項目に該当しないこと。
- (6)その他法令に違反していないことまたは違反する恐れがないこと。
- (7)市町村税をはじめとする税に滞納がないこと。

#### 5 物件の現物確認

入札参加希望者に対し、売却物件及び入札全般、契約等に関して次により現物確認を行う。

現物確認については、日程調整を行い、職員立会のもと実施するため、事前に下記要領で申請すること。

##### 【現物確認申請要領】

- 申請期間:令和8年1月14日(水)から令和8年1月23日(金)まで(土・日曜日及び祝日を除く。)  
午前8時30分から午後5時15分

- 申請方法:電話または電子申請にて申請し、現地確認当日に現地確認申請書を立会職員に提出する。  
現地確認申請書は、本宮市ホームページよりダウンロードする。

- 現物調査期間:令和8年1月15日(木)から令和8年1月27日(火)(土・日曜日及び祝日を除く。)  
午前9時から午後4時まで ※正午から午後1時までを除く

- 集合場所:本宮市役所 財務部財政課窓口

- 持参物:本入札要項

※現物確認の予約については、申請方法を問わず、当該申請が本市に到達した日時の早いものから順に受け付けるものとする。この場合において、既に他の申請により予約が確定している時間帯について申請があつたときは、当該時間帯については予約を受け付けることができないものとし、本市から電話により連絡の上、別途調整を行うものとする。

※現物確認参加者は1つの申請につき概ね3名までとし、1回の確認は60分以内とする。

※現物確認を行わなくても入札に参加できるが、本入札に係る全ての事項を了知しているものとみなす。

## 6 入札参加者の資格の確認

- (1)入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申込書(以下「申込書」)を提出し、入札参加資格の確認を受けること。なお、期限までに申込書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められる者は、入札に参加することができない。
- (2)入札参加資格の確認は、申込書の提出をもって行うものとする。

## 7 入札参加の手続

### (1)入札参加申込用紙の入手方法

(ア)本宮市役所財務部財政課窓口にて配布

令和8年1月14日(水)から令和8年1月23日(金)まで(土・日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分から午後5時15分まで。

(イ)本宮市ホームページよりダウンロード

URL (<https://www.city.motomiya.lg.jp/soshiki/43/2026011400>)にて必要書類を公開する。

### (2)申込受付

(ア)受付期間

令和8年1月14日(水)から令和8年1月23日(金)まで(土・日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分から午後5時15分まで。

(イ)受付場所

本宮市役所 財務部財政課(本宮市本宮字万世212番地 本宮市役所本庁舎1階)

(ウ)提出書類

区分	提出書類	備考
全員	一般競争入札参加申込書	・使用する印鑑は印鑑登録されているものとする。
	誓約書	
	印鑑証明書	・1か月以内に発行されたもの
個人	住民票抄本	・1か月以内に発行されたもの
	身分証明書	・本籍地市区町村にて発行する破産者、準禁治産者でないことを証するもの ・1か月以内に発行されたもの
	納税証明書 (住所地の市区町村発行)	・1か月以内に発行されたもの (市区町村税の滞納が無いことを証するもの)
法人	履歴事項全部証明書	・1か月以内に発行されたもの
	納税証明書 (所在地の市区町村発行)	・1か月以内に発行されたもの (市区町村税の滞納がないことを証するもの)

### (エ)その他

書類の提出は、持参又は郵送によるものとする。郵送による場合、令和8年1月23日(金)までの消印があるものに限り有効とする。なお、提出に係る費用は、申込者負担とし、提出書類は返却しない。

## 8 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果については、書面で入札日前に申込者に通知する。

参加資格がない旨の通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。

書類は令和8年2月16日(月)までに本宮市役所 財務部財政課へ持参又はEメールにて提出すること。

提出があった場合、Eメールにより回答する。

## 9 入札執行

売扱物件の契約相手方は、入札により決定する。

### (1)入札日時及び持参物

- ・入札日時及び時間

令和8年2月18日(水) 午後3時00分より本宮市役所2階第3会議室にて執行

- ・注意事項

①入札の受付は同日午後2時20分から市役所1階第2相談室にて行う。

②一度入札会場へ入場したら入札終了までは退場できないものとする。

③入札保証金の納付手続きのため、入札執行の15分前までに受付を行うこと。

- ・持参物

①	入札書	入札金額は消費税及び地方消費税とリサイクル料金(5,870円)を除いた金額を記入すること
②	入札参加資格通知書	本宮市より発行されたもの (詳細は「8.入札参加資格の確認結果通知」を参照)
③	委任状	代理出席の場合のみ
④	印鑑	本人の場合は入札書と同一、代理人の場合は委任状と同一とする
⑤	入札保証金	入札金額の100分の5以上(円未満切上)に相当する金額 (詳細は「10.入札保証金」を参照)

### (2)入札方法

- ・郵送及び電送(ファックス、Eメール)による入札は無効とする。
- ・開札は、入札締切後、直ちに行う。
- ・入札回数は3回までとする。
- ・代理人をもって入札する場合は、委任状を持参すること。
- ・入札者又はその代理人は、入札に際し他の入札者の代理人になれない。
- ・入札締切時刻までに入札会場に来ない場合、又は本宮市の指示する方法に従わない場合は、入札から除外する。
- ・入札に参加する資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- ・入札保証金を納付またはこれに代わる小切手を提出しないものは入札から除外する。

### (3)落札者の決定及び契約締結

本宮市の予定価格以上で入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。開札の結果、同価格の入札をした者が2人以上いるときには、当該入札者によるくじにより、落札者を決定する。落札者には、会場において契約手続き等の説明を行う。落札者は、落札の日から7日以内に売買契約を締結すること。

## 10 入札保証金

本宮市契約規則(平成 19 年 5 月 21 日規則第 139 号)第 6 条の規定により、入札者は入札前に入札保証金として、入札金額の 100 分の 5 以上(円未満切上)に相当する金額を現金で納付するか、これに代えて小切手(本宮市指定金融機関又は本宮市指定代理金融機関が振り出したもの又は支出保証したものに限る)により供しなければならない。なお、入札保証金から生じた利子は本宮市へ帰属するものとする。また、落札者が落札の日から 7 日以内に契約しないときは、入札保証金は本宮市に帰属する。落札者とならなかった者の入札保証金は、入札保証金を納付した時に発行した受領書と引き換えにその場で返還する。入札保証金は、契約保証金及び売買代金の一部に充当できるものとする。

## 11 契約保証金

本宮市契約規則第 33 条の規定により、契約者は、契約締結時に売買代金の 100 分の 10 以上の額を現金又は小切手(本宮市指定金融機関又は本宮市指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る)により納付すること。なお、契約保証金から生じた利子は本宮市に帰属するものとする。また、納期限までに売買代金を納付しないときは、契約は解除され契約保証金は損害金として本宮市に帰属する。契約保証金は、売買代金の一部に充当することができるものとする。

ただし、同規則第 34 条の規定により、契約保証金を免除する場合があるものとする。

## 12 売買代金の納付等

契約者は、契約締結後 30 日以内に本宮市が発行する納入通知書により売買代金の全額を納付すること。

## 13 入札執行の延期及び中止

- (1)入札を取りやめ、又は延期する場合においては、本宮市のホームページ上に掲示することにより公告する。
- (2)入札参加予定者には、別途通知する。

## 14 所有権の移転

- (1)所有権は、売買代金全額の支払いがあったときに移転するものとする。
- (2)売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転に要する費用は、落札者の負担となる。

## 15 落札価格等の公表

落札者が決定し次第、入札結果として本宮市のホームページ上にて落札価格を公表する。

## 16 その他

その他不明な点については、下記の部署にお問い合わせください。

●本宮市 財務部 財政課 契約管財係

電話 0243-24-5306

メール keiyaku@city.motomiya.lg.jp